

第 22 回統計委員会 議事録

1 日 時 平成 21 年 5 月 11 日（月）15：00～15:35

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 1 1 階 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、井伊委員、大守委員、佐々木委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、河合内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官

中田総務省政策統括官（統計基準担当）、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

(1) 諮問第 15 号の答申「特定サービス産業実態調査の改正について」

(2) その他

5 議事録

○竹内委員長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第 22 回「統計委員会」を開催いたします。本日は、阿藤委員、大沢委員、出口委員、吉川委員が所用のため御欠席です。

それでは、本日用意されている資料について事務局から簡単に御紹介ください。

○内閣府統計委員会担当室長 お手元の資料を紹介させていただきます。

資料 1 として「諮問第 15 号の答申 特定サービス産業実態調査の改正について（案）」

がございます。

ほかに参考資料として3つございますが、参考3として「第1回統計基準部会 議事概要」を配付させていただいています。これは大守部会長の下で2回の検討を進めておりまして、是非御高覧いただけたらと存じます。

○竹内委員長 それでは、議事に入ります。まず「諮問第15号の答申 特定サービス産業実態調査の改正について（案）」について、産業統計部会長の舟岡委員から御報告いただきます。

○舟岡委員 それでは、報告いたします。特定サービス産業実態調査の改正については、平成21年3月9日開催の統計委員会において諮問され、産業統計部会に審議が付託されました。本件に関しましては、これまでに4回の部会を開催して審議を行い、このたび、答申（案）をとりまとめるに至りましたので、御報告いたします。

資料1の答申（案）をごらんください。併せて、答申（案）について議論を行った第17回産業統計部会での審議の状況については、資料1の参考資料2「産業統計部会の審議状況について（報告）＜特定サービス産業実態調査関連＞」をごらんください。

答申（案）は「1 承認の適否とその理由等」及び「2 今後の課題」の2部構成とし、更に「1 承認の適否とその理由等」については、（1）で今回の計画（案）に対する適否を、（2）でその判断理由及び計画を修正する必要がある事項等を記載する構成としております。

なお、今回の答申では、統計法が本年4月1日に全面施行されたことに伴いまして、総務大臣が本改正計画を承認するに当たっての条件が明らかになるような記述といたしました。

「（1）適否」は「計画を承認して差し支えない」といたしました。

ただし、今、御説明しましたとおり「以下の『（2）理由等』で指摘した事項については、計画を修正することが必要である」としました。

「（2）理由等」は「ア 調査対象業種」から「オ その他」まで、5つのカテゴリー別に、それぞれ判断理由、計画を修正すべき事項等を記述しています。

以下、順次「（2）理由等」の部分を御説明いたします。

まず「ア 調査対象業種」であります。今回、新たに7業種を追加することについては、経済成長戦略大綱の指摘等を踏まえた措置であり、サービス業統計の整備にも資するものであることから、適当であると判断いたしました。

次に「イ 調査票及び調査事項」の「（ア）追加業種の調査票及び調査事項」であります。追加する7業種の調査事項については、業種ごとに異なる7種類の調査票により、業種の特性に応じた調査事項を設定する計画であり、これについては、おおむね適当であると判断いたしました。

しかし、統計法第10条第1号の本統計の作成目的に照らした必要性かつ充分性の観点から、業種特性を適切に把握するために、①学習塾については、今後インターネットを活

用した指導方式の伸展が想定されることから、その有無を、②フランチャイズの形態を取る事業所とそうでない事業所とでは、営業費用等が異なるため、そのような形態の事業所が含まれる10業種について、その加盟の有無を、それぞれ調査事項として追加することが必要であるとしました。

「(イ) 事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」であります。母集団規模が小さい7業種を除く21業種について、従業員4人以下の小規模事業所について、調査事項の簡素化を図る計画であり、これについては、前回答申における指摘を踏まえたものであり、適当であると判断いたしました。

しかし、計画では、いわゆる「簡易回答の選好」が発生するおそれが大きく、適正な調査結果を得られないことが想定されるため、統計法第10条第2号の統計技術的な合理性かつ妥当性の観点から、調査に当たっては、調査実施者が調査対象名簿を基に、調査票を配付する時点で、簡易回答の対象事業所については、回答しなくてもよい事項をプレプリントにより明示する方式に変更することが必要であるとしました。なお、調査実施時点において調査対象の規模に変動があった場合は、事後に適切な方法で処理することが適当であるとしました。

次に「ウ 調査方法」の「(ア) 標本調査方式の導入」については、前回答申における指摘を踏まえたものであり、適当であると判断いたしました。

「(イ) 調査員調査と郵送調査の併用等」であります。事業所を対象とする22業種については、地方公共団体を経由する調査員調査方式で実施し、企業を対象とする6業種については、民間事業者を活用した郵送調査方式で実施する計画であり、これについては適当であると判断いたしました。

また、民間事業者を活用したコールセンターの設置についても適当であると判断いたしました。

次に「エ 集計事項」の「(ア) 集計事項の見直し」については、7業種の追加に伴い、調査事項に対応して集計する計画であり、おおむね適当であると判断いたしましたが、上に記してあります「イー(ア)」において指摘した調査事項の追加に伴い、それに即した集計事項を追加することが必要であるといたしました。

また、標本調査方式の導入に伴い、事業所を対象とする業種については事業従事者規模別、企業を対象とする業種については常用雇用者規模別を表側に持つ集計表を追加する計画であり、これについては適当であると判断いたしました。

他方、標本調査方式の導入に伴い、全国表及び都道府県表における資本金規模別集計や都道府県表における政令指定都市別集計など、精度が著しく低下することが想定される集計については、基幹統計としての結果表章を行わない計画であります。これについては、基幹統計の重要性を勘案した措置であり、やむを得ないと判断いたしました。

なお、これらについて、調査実施者は基幹統計とは別に集計を行い、その結果を参考情報として誤差情報等とともにホームページに掲載することを予定しています。

「(イ) 欠測値の補正」であります。本調査では、これまでは回収結果を単純に集計する方法を取ってきましたが、標本調査方式の導入に伴う母集団推計に併せて、悉皆層の無回答についても欠測値として補正することを計画しており、これについては、前回答申を踏まえた措置であり、適当であると判断いたしました。

なお、補正の手法については、今後、データの蓄積等を踏まえ、更に適切なものとなるよう検討を行うことを期待したいと思います。

以上は、統計法第10条の「承認の基準」に明記された審査基準のうち同条第1号及び第2号に係る事項ですが、同条第3号の「他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること」といった基準については、本調査と直接的に重複する他の基幹統計調査は認められないため、重複は合理的と認められる範囲を超えていないと判断いたしました。

また、基本計画との関係については、基本計画において、本調査についての直接的な指摘は認められませんので、その旨を記述しました。

なお、これらについて、今回の本調査の改正計画に関しては特記すべき事項もないことから、今回は「オ その他」という項目の中でまとめて記述いたしました。

最後に「2 今後の課題」として、1点を記述しております。これは前回答申において指摘された、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定については、調査実施者において、まだ十分な検討が行われていなかったため、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要があるといたしました。

答申(案)についての御説明は以上であります。

続いて、部会長メモも説明してよろしいでしょうか。

○竹内委員長 どうぞ。

○舟岡委員 それでは、次に、今回の部会審議を通して出された意見について、部会長として今後の統計整備に当たって重要と思われた点について、追加して説明させていただきます。

資料1の参考資料3、一番後ろの19ページであります。「特定サービス産業実態調査の改正計画の審議に際して出された意見について」をごらんください。全部で4点あります。

まず1ですが、本調査の対象業種として追加された「学習塾」については、各種学校である進学塾や予備校は調査対象となっていませんが、これでは一般の受け止めている、いわゆる「学習塾」の全体像がとらえられていないのではないかという意見が部会審議においてありました。

これについては、中長期的な課題として、各種学校を所管する文部科学省の統計と本調査との有効活用の方策など、経済産業省と文部科学省において検討することが必要と考えます。

2ですが、本調査の調査対象業種のうち6業種については、事業所単位で経理的な事項を把握することが困難であるため、企業を単位として調査しています。

一方、企業を対象とする統計調査としては、本調査と同じく、経済産業省が実施している経済産業省企業活動基本調査があります。本統計の企業を単位とする調査対象業種のほとんどが、企業活動基本調査の対象業種ともなっているため、それぞれ統計の目的は異なっているととしても、同じ年次調査でもあり、調査客体からすると、重複感がぬぐえず、また、それぞれの統計の具体的な役割分担を厳密に説明することは困難であると思われれます。

したがって、本統計の企業を単位とする調査対象業種については、経済産業省内部において、企業活動基本調査との関係の在り方について、体系的な整備の観点から、検討することが必要と考えます。

3ですが、前回の統計委員会で御指摘のあった、サービス業に係る統計の整備について、2のところの企業を単位とする統計調査と区分して、事業所を単位とするサービス業に係る統計について整理いたしました。

事業所を単位としたサービス業に係る統計は、地域経済の状況を的確にとらえる上で多くを期待されております。最近になって、5年周期の経済センサスや月次のサービス産業動向調査の創設により、業種横断的で概括的な統計が整備されることとなりますが、サービス業の実態や構造をとらえる統計は、本調査を始めとして、各府省が個別ニーズに基づいて実施しており、業種間比較を可能とするような観点からの整備が行われているとは言えません。また、本調査についても、一部の業種は企業を単位としており、これらの業種については他の事業所を単位とした業種と直接比較して利用することは困難です。

統計の整備に際しては、サービス業が多様な産業から成る第3次産業であることを考慮すると、それを総体的に把握しようとするれば、膨大なコストが必要となるので、当該統計を整備することのニーズや効用を吟味・検討し、明確にする必要があると考えます。

また、本調査は今回から母集団推計を行い結果表章することに伴い、年次動態統計の性格も併せ持つようになります。月次の動態統計調査として、サービス産業動向調査が開始されたことも勘案しますと、母集団を異にする特定サービス産業動態統計調査の在り方については今後、十分な検討が必要と考えます。

4ですが、本統計は、今回から、標本調査方式を導入することに伴い、都道府県ごとの標本数は必要最低限のものとなっています。このため、現在割り当てられた標本数の増加を図り、結果精度の向上を図りたいとする都道府県については、調査実施者である経済産業省において、可能な限り、リソース、ノウハウ等の提供について配慮されるよう、お願いするものであります。

以上です。

○竹内委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御報告に対して御意見、御質問はございますか。

○美添委員 私はこの部会に所属して、審議に関わりましたので、答申（案）については

部会長の説明のとおりで異存ありません。

確認させていただきたいのは、最後の部会長メモの「3 事業所を単位とするサービス業に係る統計の整備について」の説明を伺っていて正確に理解できなかった部分があります。最後の段落で、月次の動態統計調査として、サービス産業動向調査が開始されたこととの対比で「母集団を異にする」という表現があるのですが、この意味は特定サービス産業動態統計調査の母集団が企業だという意味なのですか。

○舟岡委員 これは経済産業省からお答えいただいた方がいいと思いますが、特定サービス産業動態統計調査は業界団体名簿等を基にして母集団を設定して、その7割程度の事業所が対象となるように調査対象を設定しているということで間違いありませんね。

○経済産業省調査統計部 はい。

○舟岡委員 一方、サービス産業動向調査並びに特定サービス産業実態調査は事業所・企業統計調査を母集団情報として活用しておりますので、統計調査ごとに、よって立つ母集団の名簿情報が異なることとなります。

○美添委員 意味はわかりました。そうすると、ここはサービス実態と月次に加えて、サービス産業動態についても動向調査として検討の対象とすべきであるという意味ですね。

○舟岡委員 はい。

○美添委員 母集団情報も違いますが、動態統計の位置づけも含めて十分な検討が必要と理解してよろしいですか。

○舟岡委員 はい。特定サービス産業動態統計調査は、サービス産業動向調査と重複する部分もあります。更に、特定サービス産業動態統計調査では詳しい事項まで調査していませんが、これまで特定サービス産業実態調査では、母集団推計が適切に行われなくて、時系列で結果を利用する際に生じていた問題が今回計画からクリアされますので、年次動態統計調査としても利用できるようになりました。この2点を併せて考えると、特定サービス産業動態統計調査を従来どおり行うことが適当かどうかについて、経済産業省では改めて、その在り方を検討していただきたいという趣旨であります。

○竹内委員長 そのことに関して伺いたいんですが、特定サービス産業動態統計調査というものは、一般統計だとすれば、この統計委員会には上がってこないことになるんですか。

○舟岡委員 諮問にはかからないです。

○竹内委員長 ということは、重複がどうこうという問題が出たと思うのですが、基幹統計の間での重複があるかないかという話については、ここで審査事項に入るわけですね。基幹統計と一般統計とが重複している場合はどうなるのですか。

○舟岡委員 これは、政策統括官に答えていただいた方がよろしいかと思います。

○総務省政策統括官 基幹統計調査のときの承認について、基幹統計が他の基幹統計でないものと重複することは、基幹統計を承認する際の考慮事項ではございません。

○竹内委員長 そうすると、今のような重複問題は一体どこで議論されるのでしょうか。どうぞ。

○総務省政策統括官 多分、今の問題は、今回の基本計画の中でも、サービス産業動向調査につきまして平成23年度を目途に基幹統計化を検討するという事になっていきますから、それを基幹統計として指定する際に、関連する今の一般統計との関係も含めて整理した上で基幹統計として指定するという事になると思います。

○竹内委員長 それでは、そのときに改めていろいろ議論していただく必要があるんだと思います。

それから、私から伺いたいことがあるんですが、今の部会長メモの中のところで「学習塾」に関する事が書いてありますが、一方で各種学校は文部科学省の管轄ですから、文部科学省の管轄の外にあるものだけが対象になっているのですが、私としては、文部科学省の統計と経済産業省の統計では言わば問題意識が違うと思うんです。つまり、文部科学省は教育という観点から調査しているわけですし、経済産業省の方では企業活動といいますが、経済活動としての観点から行われるわけで、そうすると当然、学校でも学習塾でも、両方からの関心が対象になることがあり得るわけです。

そのときに、学校の法的な地位によって、こちらは文部科学省ということになると、それは教育のことだけで、また、今度は「学習塾」は経済産業省の方ということだけになると、これはまた経理的な対象になっても、教育内容については、経済産業省が調査してはいかぬということはないでしょうけれども、余り関心がないということになると、それは結果として少しまずいことになりそうな気がするんです。つまり、両方とも、ある程度、オーバーラップして、教育に関心があれば、教育という観点からすれば、文部科学省の方でも「学習塾」を調査できる。それから、逆に各種学校でも、場合によったら普通の私立学校などの学校でも、経済産業省の方からもサービス産業としての、第3次産業としての教育産業というものの一部としても調査できる。そういう形になるか。

もし、それがある程度まずければ、逆に今度は経済産業省の方が調査する調査であっても、教育の観点も文部科学省の方から注文として入れていただく。あるいは逆に、文部科学省の方が調査している各種学校についても、経理的なことも経済産業省の方から注文として入れていただくか。どちらかの解決方法が取られないと、縦割のまま、自分の方の関心だけで調査されることになると、全体としての統計としてはまずいことになりそうだと思うのですが、その辺はどのように考えたらよいのでしょうか。

経済産業省の方では、その辺は、この調査についてはどうお考えですか。

○経済産業省調査統計部 今回「学習塾」の関係で文科省さんの統計との関係の御指摘を受けているわけですが、イメージとしては、特定サービス産業実態調査の検討に文科省さんにも入っていただいて、文科省さんからのニーズを特定サービス産業実態調査に入れるというのは、ある程度、努力をさせていただいているのかなと思っております。

一方で、特定サービス産業実態調査で対象にできていない文科省さん所管の統計につきましては、この指摘にもありますように、経理項目が入っていないというところが検討課題だということでまさに御指摘を受けているわけで、我々は、今、調査対象としていない

経理項目の把握をどうしていくのかというのは、やはり文科省さんの統計をどうするかという話にも関わってきますので、ここは一緒に検討していきましょうというのが今回の部会での議論の結論だと認識しております。

ですので、先ほども文科省さんとも一緒に検討しましょうねという話をさせていただいているんですけども、特に経理項目の扱いというところが非常に大事なポイントになるのかなと思っております。

○竹内委員長　そういうことで協議してやっていただくのはいいのですけれども、そうすると、また問題もいろいろ出てきそうな気がします、例えば「学習塾」について、教育関係の項目についても調査する。それはいいのですけれども、それでは、その集計を特定サービス産業実態調査の集計の中で項目として入れては何だかぴったりしないような気がするのです、それはやはり教育統計の方のどこかへ持っていった方がいいような気もするのです。

逆に、文科省でやっていらっしゃる学校のいろんな調査に対して、例えば経理項目を入れていただいたときに、今度はそこでの経済的な経理項目やらいろいろ、雇用の観点からの従業者数とか何とかというようなことを考えたときに、それを今度は教育統計の一部として集計したのでは少しまずいような気もするので、それは別のところへ移す。そういうような相互乗り入れがやはり必要なのではないかという気もするので、その辺も含めて御検討いただけたらという気がします。

○経済産業省調査統計部　いろいろなやり方があると思うのですけれども、そういったことも意識して検討していこうと思っております。

○竹内委員長　それに関して、文部科学省さんの方から何かありますか。

○文部科学省生涯学習政策局　まさに、今、委員長が御指摘されたような、いわゆる縦割でないように相互乗り入れとか、具体的な方法はともかくとして、そういういわゆる教育活動として見た場合、あるいは経済活動として見た場合に「学習塾」としての全体像がとらえられるような方向で統計の改善を図っていただきたいというのが今回の部会長の御指摘かと認識しておりますので、そういう方向で具体的に経産省の方と相談させていただきたいと思っております。

○竹内委員長　どうもありがとうございました。それでは、そういう方向でやっていただければ結構なのではないかと思えます。

ほかに、何か御意見・御質問はございませんか。

○廣松委員　今回の答申は大変コンパクトにまとまっていて、特に統計法の条項も入れて詳しく説明されている点を評価したいと思います。

質問なんですけど、イの中の「(イ) 事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」、つまり従業員4人以下の扱いと、ウの「(ア) 標本調査方式の導入」との関係ですが、(イ)のところでは、4人以下のところに関して回答しなくてもいい事項をプレプリントすることになっているんですけど、ウの(ア)にあるように標本調査を導入した場合、例えば前回標本として当たっていなかった事業所が次の調査のときに新たに対象になったとき、

プレプリントはどのような情報をどういう形でプリントすることになるのでしょうか。

○舟岡委員 これは母集団の情報に基づいて、名称、所在地、それから、事業所の基本的な属性についてプレプリントするということと、逆に一定規模以下、4人以下である場合には5人以上を対象とした詳細な調査事項には記入する必要がない旨、分かりやすく網掛けを調査項目にもかけて、記入すべき事項だけが明らかになるような形で調査票を事前に整えるということです。

○廣松委員 そうすると、ここで言うプレプリントというのは、今の御説明にあった所在情報とか、基本的に母集団情報に基づくものだけであって、4人以下の事業所が答えなくていい項目をプレプリントするという意味ではないということですか。

○舟岡委員 いや、どちらもあります。すべての調査対象が1枚の調査票で、基本的には5人以上の詳細な調査票をベースとしていますが、ただし、4人以下の事業所については、回答しなくていい調査事項については網掛けをして、ここは記入しなくても良いとの情報をあらかじめ盛り込むということで、それをプレプリントと称しているだけです。

○竹内委員長 ほかに、何か御意見・御質問はございませんか。

○野村委員 業種横断的に調査事項があるのは望ましいと思いますが、その中で、無形固定資産の扱いについてお聞きしたいとおもいます。基本計画では、直接的に特サビに関する記述はないのかもしれませんが、自社開発ソフトウェアを平成17年基準改定に入れることは書かれています。そこには諸外国と比較可能なように入れることになっていますので、統計調査からの積み上げではなくコスト評価法になるわけです。一方、この特サビにおいて、無形固定資産としてのみ企業に調査をしまうと、企業会計上では、自社開発も、購入したパッケージソフトウェアも、あるいは特許権も、のれん代までもすべて入ってしまいます。そして自社開発ソフトウェアはすべてではなく、中途半端に含まれてしまう、ということになります。また、のれん代はJSNAにおいては今のところ入れる必要はありません。

業種横断的に、その部分の概念の調整といいますか、1次統計で、無形固定資産の取得として何をとらえようとしていて、加工統計側の工夫としてコスト評価のような形で計算をする、そういう役割を分担しながら全体としての整合性を保持しなければなりません。今回の無形固定資産の計上について、その意味での基本計画との整合性に関する議論というものはあったのでしょうか。

○舟岡委員 無形固定資産に限らず、今回、特定サービス産業実態調査は、サービス産業の業種を網羅するような形で実施されるようになりましたので、特定サービス産業実態調査の性格づけについて概念整理をいたしました。

この特定サービス産業実態調査は、3階建てから階層が成り立っていると考えると非常に理解しやすい。1階建ての部分は、業種間で比較できるような調査事項から構成される。2階建ての部分は、その業種に固有の、業種間で共通する部分もあるかもしれませんが、長期に時系列でその変化をとらえたいような調査事項から成る。3階建ての部分が、業態

変化等でその業種がどう変化しているのかを適切に、タイムリーにとらえられるように調査事項を設定する。

無形固定資産については、詳しく把握する必要がある業種もあるでしょうし、ざっくりとしか調査できない、あるいは把握することで十分であるという業種もある。それは1階建てから3階建てのどこの部分にそういう項目を置くかによっておのずと、その細かさというものは決まってくるということです。

○野村委員 恐らく、その1階建ての部分に関するものがあるのだと思いますが、まずもちろん何でも必ずしも詳細に取ればよいというわけではないと思います。1次統計と加工統計側の推計方法の戦略として、一国経済の、例えばソフトウェアの固定資本形成というものをとらえていくのだという理念を一致させておけば、我々は1次統計側の、例えば記入の手引において、個別に企業会計上で計上しているかもしれませんが、自社開発したソフトやのれん代は除いてくださいというようなことを書くことも合理的であろうと思います。1段階目、2段階目、3段階目という整理はすばらしい整理だと思うのですが、その中での合理性といいますか、統計横断的に日本の設計図をどう描くかだと思います。

無形固定資産については一つの事例でありましたが、少しそういう視点も必要になってくるのかなと思われまます。私の認識している限りですが、この部分については概念の明確をするようなことは記入の手引にないではないかという認識をしております、そのように指摘させていただきました。

○竹内委員長 もう少しお答えはありますか。

○舟岡委員 業種によって調査票が配り分けられるということと、協力を得やすくするためには調査票を余り大部なものにはできないという2つの理由から、本調査で取るべき事項として何が重要であるのかについて、優先順位を付けた上で、調査事項を経済産業省が業界団体等との情報交換も行いながら決めたということとして、今後、その必要性が更に高くなるような調査事項が出てくれば、それをどうやって盛り込むかについて検討していただけるのだろうと理解しています。

○竹内委員長 もっと具体的な内容について、それ以上の御意見がなければ、そろそろ答申（案）についてお諮りしたいんですが「特定サービス産業実態調査の改正」についての答申（案）を、資料1の案のようなものとして、答申として提出してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○竹内委員長 それでは、皆さん御意見がないと認めて、資料1によって総務大臣に対して答申いたします。

○内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、6月8日月曜日の15時から、中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室において開催いたします。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたします。よろしく願いいたします。

○竹内委員長 それでは、本日の会合は終わりしたいと思います。

どうもありがとうございました。